

官報

号外 平成四年四月二十日

○第百二十三回 参議院會議録第十一号

平成四年四月二十日(月曜日)

午後零時二分開議

○議事日程 第十一号

平成四年四月二十日

正午開議

第一 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一、外国人登録法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一

○議長(長田裕二君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

外国人登録法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。田原法務大臣。

〔田原大臣田原隆吉登壇、拍手〕

○田原大臣(田原隆吉) 外国人登録法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

外国人登録法に基づく指紋捺捺制度については、昭和六十二年第九回国会における外国人登録

平成四年四月二十日 参議院會議録第十一号 議事日程追加の件 外国人登録法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

録法の一部を改正する法律案の御審議の際、衆参両院の法務委員会においてこれにかわる同一性を確認する手段の開発が求められたところであり、正しく、正確な外国人登録制度を維持することは外国人の出入国及び在留管理の根幹にかかわるものでありますので、その確認の手段につきましても慎重に検討を進めてまいりました次第であります。他方、昨年一月の海部前内閣総理大臣の訪韓の際に、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定に基づき韓国政府との協議が決定し、在日韓国人についての指紋捺捺の廃止を含むその内容を取りまとめた覚書に日韓両国の外務大臣が署名いたしましたところであり、

この法律案は、右に述べた経緯を踏まえ、指紋捺捺にかわる手段を中心に検討を進めた結果、我が国の社会で長年にわたり生活し、本邦への定着性を深めた永住者及び特別永住者については、鮮明な写真、署名及び一定の家族事項の登録をもって指紋捺捺にかえ得るとの結論に達したため、外国人登録法の一部を改正しようとするものであり、その改正の要点は次のとおりであります。

その第一は、永住者及び特別永住者について、指紋の捺捺を廃止し、写真、署名及び一定の家族事項の登録をもって同一性の確認手段とするものであります。すなわち、新規登録の申請の際、これらの者は本邦にある父母及び配偶者の氏名等を家族事項として登録することとともに、十六歳以上の者は登録原票及び署名原紙に署名することとするものであります。

その第二は、永住者及び特別永住者について、登録の手続及び登録証明書の様式に関する規定を整備することであり、すなわち、これらの者から新規登録等の申請があった場合における登録原票への登録、登録事項の確認、新たな登録証明書の交付等に関する手続規定を整備することともに、登録証明書には署名を転写することとするものであります。

その第三は、登録の確認申請の時期に関する規定を整備することであり、新たに永住許可または特別永住許可を受けた者が登録事項の確認を受けた場合における次回確認申請の時期は、その後の五回目の誕生日から三十日以内とするともに、署名をしていない者の次回確認申請の時期は、新規登録等を受けた日から一年以上五年未満の範囲内において市町村の長が指定する日から三十日以内とするものであります。

その第四は、不署名罪の規定を設けるなど罰則その他の関連規定を整備するものであります。政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について自由刑を廃止し罰金刑のみとすること及びこの法律の公布の日から施行日の前日までの間に十六歳に達する永住者及び特別永住者について指紋捺捺を要しないものとする内容等と修正が行われております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

こととするものであります。

○議長(長田裕二君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。三石久江君。

〔三石久江君登壇、拍手〕

○三石久江君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案に対し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

第二次世界大戦における敗戦から約半世紀、平和憲法のもとで、今や日本は世界第二の経済大国となっております。我が国の国際的地位は急速に拡大し、国際交流の活発化、経済社会の国際化の進展に伴い、日本に入学、滞在する外国人も近年大幅に増加しております。今後とも在留外国人はますます増加していくものと思われ、外国人の人権尊重は一層の重要性を増しております。

このような状況に照らしてみますと、施行後四十年を迎えようとしている外国人登録法は、このような社会経済情勢の変化、国民意識の変化等に対応し、また外国人の人権尊重の立場に立って、緊急、抜本的に見直すべき時期に来ているのではないでしようか。

我が党は、このような認識のもとに、人権尊重を求める国際的潮流を考慮し、我が国が主権的な立場から在日外国人の人権状況を改善していくために、衆議院においては、とりあえず現実的に対処するため、政府原案の内容を改善、敷衍する法案を提出したのであります。最終的には、我が党を初め四党の共同提案により、我が党が対案で主張している内容は修正により一部実現される運びとなり、また、他の事項の多くも附帯決議に盛り込まれたので対案は撤回いたしました。なお本院において我が党本来の考え方の実現を図るよう、衆議院送付案に対する疑問点の幾つかを順次お尋ねしていきたいと思っております。

最初に、外国人登録法の目的と意義について伺います。

外国人登録法の目的につきましては、従前からの政府答弁では、外国人の身分関係及び居住関係を明確に把握することを目的とし、これらの関連事項を登録させる、すなわち、外国人の在留管理のほかに行政目的への利用のためであるとしております。そして、これは日本人と外国人との間の法的な地位の相違に起因するものであり、不正規在留者と区分けする必要がある、その見きわめの手段を確保する必要があるとしてまいりました。

外国人登録法の目的につきましては、従前からの政府答弁では、外国人の身分関係及び居住関係を明確に把握することを目的とし、これらの関連事項を登録させる、すなわち、外国人の在留管理のほかに行政目的への利用のためであるとしております。そして、これは日本人と外国人との間の法的な地位の相違に起因するものであり、不正規在留者と区分けする必要がある、その見きわめの手段を確保する必要があるとしてまいりました。

外国人登録法の目的につきましては、従前からの政府答弁では、外国人の身分関係及び居住関係を明確に把握することを目的とし、これらの関連事項を登録させる、すなわち、外国人の在留管理のほかに行政目的への利用のためであるとしております。そして、これは日本人と外国人との間の法的な地位の相違に起因するものであり、不正規在留者と区分けする必要がある、その見きわめの手段を確保する必要があるとしてまいりました。

外国人登録法の目的につきましては、従前からの政府答弁では、外国人の身分関係及び居住関係を明確に把握することを目的とし、これらの関連事項を登録させる、すなわち、外国人の在留管理のほかに行政目的への利用のためであるとしております。そして、これは日本人と外国人との間の法的な地位の相違に起因するものであり、不正規在留者と区分けする必要がある、その見きわめの手段を確保する必要があるとしてまいりました。

外国人登録法の目的につきましては、従前からの政府答弁では、外国人の身分関係及び居住関係を明確に把握することを目的とし、これらの関連事項を登録させる、すなわち、外国人の在留管理のほかに行政目的への利用のためであるとしております。そして、これは日本人と外国人との間の法的な地位の相違に起因するものであり、不正規在留者と区分けする必要がある、その見きわめの手段を確保する必要があるとしてまいりました。

外国人登録法の目的につきましては、従前からの政府答弁では、外国人の身分関係及び居住関係を明確に把握することを目的とし、これらの関連事項を登録させる、すなわち、外国人の在留管理のほかに行政目的への利用のためであるとしております。そして、これは日本人と外国人との間の法的な地位の相違に起因するものであり、不正規在留者と区分けする必要がある、その見きわめの手段を確保する必要があるとしてまいりました。

外国人登録法の目的につきましては、従前からの政府答弁では、外国人の身分関係及び居住関係を明確に把握することを目的とし、これらの関連事項を登録させる、すなわち、外国人の在留管理のほかに行政目的への利用のためであるとしております。そして、これは日本人と外国人との間の法的な地位の相違に起因するものであり、不正規在留者と区分けする必要がある、その見きわめの手段を確保する必要があるとしてまいりました。

ことから、現行の写真の提出、指紋捺捺の義務づけ、五年ごとの確認制度、外国人登録証明書携帯制度などが採用され、ひいては違反者等に刑事罰を科すという体系ができてきたといえるのではないかと考えるべきです。これは我が国の行政目的のために外国人を管理するという発想のみで、外国人に対する人権尊重、配慮への感覚が全く欠如している法律と言わざるを得ないのであります。

外国人登録法は、敗戦後の混乱時期ならいざ知らず、また、指紋捺捺制度が導入された一九五二年当時の混乱していた経済社会情勢と現在とがほとんど変わっていないのならば、今日我が国の置かれていた経済社会情勢や国際的な立場に立つて考えれば、その目的、意義については、もはや時代にあふわしいものに見直すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

かつて我が党は、外国人登録法の目的を在留外国人に関する行政の円滑化のための法律に改正するよう提案したことがありますが、この点に関する所見を含めて、外国人登録法の目的、意義、今日のあり方について、まず総理の見解、認識を問いたいのです。

次に、指紋捺捺の廃止問題について伺います。本案では、永住者等の指紋捺捺は、鮮明な写真、署名及び一定の家族事項の登録をもって同一人性の確認手段とすることにより廃止することとしております。一律に一年以上の在留者に対し指紋捺捺を義務づけている現行法よりは多少の前進との評価ができるかもしれません、これは子細に検討するまでもなく極めて問題の多い改正であると思はれます。

そこで、伺います。政府は、指紋制度の必要性については、不正登録等に対する抑止効果を含め指紋捺捺制度が正確な登録制度の維持に果たしている役割は大きいとし、短期の滞在者に比べて長期、中期の在留者の同一人性の確認ということの必要性はより大きなものであると従来から説明してまいりました。ところが、本案では、従来の答弁とは裏腹に、我が国の社会で長年にわたり生活し、本邦への定着性を深めた永住者及び特別永住者については指紋捺捺を廃止することとしたいと趣旨説明でも述べております。これは従来の方針を百八十度転換するものなのでしょうか。

また、必要性のより大きいとしていた長期、中期の在留者とも言える特別永住者の指紋捺捺を廃止するに、従来の説明によればより必要性の低いともとれる他の在留者の指紋捺捺を存続させることは、整合性に欠けるのではないのでしょうか。どうして一律廃止ができないのでしょうか。一部で報道されているように、警察庁が治安維持対策等を理由に反対したからなのではないのでしょうか。この際、一律廃止としないことについての明確な説明をいただきたいと思います。

さらに、廃止に伴い不要となる登録原票等は直ちに廃棄すべきであると思いますが、どのように処置する方針なのか、明確にしたいと思いたいと存じます。

また、同一人性の確認手段として、鮮明な写真、署名及び一定の家族事項の登録が要件とされておりますが、写真、署名の詳細は規則事項とされております。趣旨説明で強調している鮮明な写真とは、どのような規格のものを想定しているのでしょうか。署名は、現行登録の氏名における抜いと同様に、原則として漢字またはアルファベットによることを想定しているのでしょうか。民族固有の文字による署名は認めるのでしょうか。これらについては、心理的負担軽減との関係でも十分な配慮が必要であると思いますが、どのような対応を考えているのでしょうか。家族事項の法定範囲についても、どのような考え方のもとに決められたのでしょうか。戸籍のない外国人に家族事項を登録させることの意義はどこにあるのでしょうか。

また、その他の登録事項は今回どのように検討されたのでしょうか。依然として職業及び勤務所または事務所の名称及び所在地を残す理由はどこにあるのでしょうか。電算機の活用等によって現在では必要な情報は管理できるのでから、少なくとも登録証明書への記載は取りやめるべきではありませんか。

さらに、登録証明書の携帯義務については、依然改善が図られていないのは大変残念です。日韓覚書は制度自体の法改正を表明しているものではないので、常時携帯について法改正を行わないとしても日韓覚書には反しないというのが政府答弁ですが、これこそ人権感覚の欠如した答弁以外の何物でもありません。日韓覚書で明記されているように、これは問題ではなく、当事者の立場に立つて可能な改善を図っていく、それが政治というものではないのでしょうか。我が党が対案で提示したように、政令で定める一定の方法で保管することによっても制度が機能するような仕組みを考えていくことこそ、今求められているのではないのでしょうか。総理の政治決断を求めたいと思っております。

さて、一番重要なことは、さきの三点によって同一人性の確認を担保できる確率をどのように見ているのでしょうか。指紋は万人不同、終生不変ですから絶対的な担保であるとしてきた方針は転換し、より必要性の大きいとしていた長期、中期の在留者でさえ、この程度の確認手段による蓋然性が十分であるということなのでしょうか。指紋制度を導入してから他人の登録証明書を不正使用した例は一件もないというのが過去の国会答弁でありましたが、今回、プラスチックカードにより、偽造、変造、不正使用も今後は極めて困難になることは容易に推定できます。この面からも、指紋捺捺による同一人性確認の必要性は、もはや理屈面の精神論のみとなつてしまったのではないのでしょうか。

ところで、一九九〇年の外国人登録は、永住者等が六十四万五千余人で全体の六〇%、指紋捺捺が除外されている一年未満の在留者は十万九千人余りで全体の一〇%、両者で全体の七〇%を占めております。逆に言えば、改正後も指紋捺捺を義務づけられる在留者は三十二万人余りとなりますが、法務省推定でさえ昨年五月時点の不法就労外国人が十六万人弱としておりますが、そのうち外国人登録の対象にもならない観光等の短期滞在による入国者が十二万八千人余りとしております。このような現在の日本社会、入管行政の現状に照らしてみると、正規に登録している三〇%の一年以上の在留者に依然として指紋捺捺を強制することの意義はどこにあるのでしょうか。今後新規に指紋捺捺を義務づけられるようになる外国人についてはどのように推定しているのでしょうか。これについても明らかにしたいと思っております。

次に、登録事務は機関委任事務として市町村でも行われることとなります。現行では写真と指紋に關しては在留期間によりいわば二本立てで処理しているわけですが、改正案では署名が加わって三本立てになります。事務が煩雑になるばかりでなく、市町村レベルで実際の確認に十分な対応ができるのでしょうか。

最後に、附帯決議の検討結果と不署名罪の新設について伺います。趣旨説明で衆参両院の附帯決議並びに日韓覚書に触れておりますが、昭和六十二年第九国会における外国人登録法改正の際の本院法務委員会附帯決議はどのように検討されたのでしょうか。刑事罰のあり方については外国人登録制度のあり方の基本的な問題だと思いますが、これらについてはどのように検討されたのでしょうか。

また、今回、不署名罪を新設しようとする真意はどこにあるのでしょうか。現行の指紋捺捺拒否等に対するものと並行的に考えたのかもしれませんが、従来からの国会論議での要請から見ても逆

今回、衆議院修正で居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について自由刑を廃止し罰金刑のみとしたことは現行よりは一歩前進と言えますが、刑の新設は依然として外国人に心理的負担を強いることにはなりません。仮に何らかの強制措置を担保しようとするのであっても、せいぜい我が党が対案で提示したように刑罰ではなく過料で十分ではありませんか。指紋押捺の一部廃止に伴って、現行法第十八条以下の罰則もその際抜本的に見直すべきではありませんか。

外国人登録制度は時代の要請にこたえるものでなければなりません。今後とも検討し、最終的には指紋押捺制度の全廃、外国人登録証明書の常時携帯義務及び罰則の見直し等、行政側の都合だけではなく在留外国人の人権にも十分配慮したものとすべく再構築していく必要があると思っておりますが、最後にこの点についての総理の所見を伺って、私の質疑を終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一) 外国人登録法は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによりまして外国人の居住関係、身分関係などを明らかにいたしまして、それによりまして在留外国人の実態把握など管理事務の公正に資することを目的としております。すなわち、在留外国人の実態を把握しまして、福祉その他各般の行政を実施するための資料を提供いたしまして在留外国人に関する事務が公正に行われるようにいたすことを目的とするものであります。

登録証明書の常時携帯制度でございますが、外国人の居住関係、身分関係を現場におきまして即時に確認するためのものとして必要であると考えておるわけですが、いわゆる常時携帯制度というものの運用につきましては常識的かつ弾力的に行うように努めてまいりたいと思っております。

関係の官憲が登録証明書の提示を求めるのは職務の執行のために必要ということでございますけれども、例えば一定の時間内に提示すれば足りる

というようなことをいたしますと、その間に当該外国人の所在が不明になるというようなことはあり得ることでございますので、そうなりますと目的を達しない、目的に沿わないことになるというふうに考えるのでございます。

外国人登録制度は、内外の諸事情の変化に適応するとともに、在留外国人の人権にも配慮したものであるべきことは当然のことでございます。今回の法改正におきましてもこれらの事情を踏まえて検討いたしました。今後とも、これらの点に十分留意をいたしまして制度のあり方について検討を続ける必要があるものと考えております。残りの問題につきましては関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣田原隆吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(田原隆吉) 三石議員の質問にお答えします。

まず、指紋押捺について、一律廃止とせず、永住者等を除く一年以上本邦に在留する外国人に対し指紋押捺制度を存続させる理由及び必要性についてのお尋ねであります。指紋押捺にかかわる同一人性確認の手段として採用することとした写真、署名及び家族事項の登録による複合的手段は、長年本邦に在留我が国社会への定着性の高い永住者及び特別永住者については有効と言えますものの、それ以外の外国人については類型的に我が国社会への定着性が認められる者ではありませんので、現行どおり一年以上の在留期間を有する非永住者については指紋押捺制度を維持することが必要であり、指紋押捺の必要性に関する従来の考え方に変わりはございません。

なお、本案作成に当たっては、政府内部において慎重な検討と調整の結果、本案のごとくまとまったものであります。

次に、指紋押捺を行わないこととなる永住者等に係る指紋の押捺された登録原票等の処置についてのお尋ねであります。今回の外国人登録法改正後におきましても、永住者及び特別永住者が新

制度に移行するまでの間はこれらの登録原票等の保存が必要であります。また、永住者及び特別永住者全員が新制度に移行した後に於ける登録原票等の取り扱いにつきましては、目下検討中であります。

次に、鮮明な写真とはどういう規格のものかとお尋ねでございますが、写真のサイズを現行のものより若干大きいものとするほか、撮影日の期限、被写体の背景等につき同一人性の確認上必要と認められる諸条件を定める方向で検討しております。

次に、民族固有の文字による署名も認めるかとお尋ねでございますが、署名の文字につきましては、原則的には自己の旅券上の署名と同じ書体で自署するものとし、また、旅券を所持していない者につきましては、本人が最も書きなれた文字により自署すればよいものとする方向で検討中であります。

次に、家族事項の範囲についてどのような考えのもとに決めたかとお尋ねでございますが、永住者及び特別永住者については、写真、署名及び一定の家族事項の登録をもって指紋押捺にかえることとしておりますところ、家族事項の登録の範囲としては、行政上の必要性、登録申請者の負担等を考慮し、本邦にある父母及び配偶者の氏名等のほか、居住及び生計を一にする世帯構成員の氏名等としたものであります。

次に、戸籍のない外国人に家族事項を登録させる意義についてお尋ねでございますが、家族事項を登録させることにより、身がわり事業等、人物の同一人性に疑義がある場合に、登録されているその者の家族に照会し人物の同一人性を確認することが可能となることにその意義が存在するのであります。

次に、職業及び勤務所または事務所の名称及び所在地を登録事項等から削除できないかとの御質問ですが、外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ外国人の在留管理に資するという外国人

登録法の目的を達成する上で、外国人の職業及び勤務先も、氏名、国籍、居住地等と同様に重要な事項であることから登録事項としているものであります。したがって、人物の同一人性の確認の一助をなすという意味からも、職業等、御質問の事項を登録事項や登録証明書の記載から外すことは困難であります。

次に、指紋押捺によって同一人性を確認する必要があるのではないかとのお尋ねであります。今回の改正法により導入しようとする新たな同一人性確認手段は、我が国への定着性を深めた永住者及び特別永住者については有効であります。それ以外の外国人については十分に機能しないことは認められますので、これらの者の同一人性の確認は、現行どおり、万人不同、終生不変という特質を有する指紋押捺によることを必要と考えております。

次に、今後新規に指紋を押捺しなければならぬ外国人はどのくらいの数になるかとお尋ねでございます。最近入国する外国人の増加が著しく、その伸び率から推計すると、平成五年度は約三十六万人と見込んでおります。

次に、改正法施行に際して市町村窓口が十分に対応できるかとお尋ねにつきましては、改正法の円滑な施行のためには、登録申請を行う外国人にも改正の趣旨がよく理解され、また、市町村における事務も混乱なく円滑に行われることが肝要と考えております。このため、改正法の施行前に広報活動を積極的に行うとともに、その事務の執行に当たるとる市町村職員に研修の機会を設けるなどして万全を期する所存であります。

次に、さきの外国人登録法改正の際の衆参両法務委員会の附帯決議は今回の改正案の上にとどのようになされたかとの御質問ですが、今回の改正は、昭和六十二年改正時における衆参両法務委員会の附帯決議の趣旨を踏まえたものであります。すなわち、我が国の社会で長年にわたり生活し本邦への定着性を深めた永住者及び特別永住者につ

平成四年四月二十日 参議院会議録第十一号 外国人登録法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

いて指紋押捺を廃止し、写真、署名及び家族事項の登録をもつてこれにかえることとし、附帯決議の内容を実施するものであります。

また、外国人登録証明書の携帯制度についても、これまで常識的、弾力的な運用がなされていくところであり、この運用方針をなお一層徹底する所存であります。

次に、不署名罪を設ける必要性についてお尋ねであります。署名は、指紋押捺と同様、外国人の同一人性を確認する手段として外国人登録制度上重要なものでありますので、意図的にこれを拒否した場合は妨害するような法違反行為をする者には、指紋を押捺しない者と同等の刑罰を科することが相当であると思料いたします。

次に、外国人登録法違反の罰則についてお尋ねであります。外国人登録法上の罰則は、外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ在留外国人の公正な管理に資するという法目的を達成する上で、各違反行為の悪質性や違反行為の抑止の程度、必要性等を勘案して定めているものであり、現行の法定刑が特に重過ぎることは考えておりません。(拍手)

〔国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(塩川正十郎君) 私に対する御質問は、今回の改正で市町村レベルにおきますところの登録事務で確認が十分でないのではないかと御質問でございます。

御承知のように、外国人登録法に基づく事務は国の機関委任事務として市町村長が処理しておるものでございますが、今回の改正に当たりましては、市町村の窓口での対応も含めた事務処理のマニュアルを所管省でございますところの法務省で現在作成されておりますし、それを教育いたしまして、それによって円滑な施行のための措置を講じられるものと期待いたしております。それに基づき処理につき万全を期してまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(長田裕二君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(長田裕二君) 日程第一 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長山口哲夫君。

審査報告書

離島振興法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年四月十七日

地方行政委員長 山口 哲夫

参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、離島振興法の有効期限を十年延長するとともに、国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等離島の担っている重要な役割を明らかにしたうえ、交通通信、産業、医療、高齢者福祉、教育等の各般にわたり総合的な対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約千五百億円の見込みである。

離島振興法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成四年四月十六日 衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

離島振興法の一部を改正する法律

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に「国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について」を加え、「離島の」を削り、「並びに」及び「に」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改め、「実施する」の下に「等離島の振興のための特別の措置を講ずる」を加える。

中「基づく」を「基づく」に、「通り」を「とおり」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「次の各号に」を「次に」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十二条を第二十一条とし、第十一条を削り、第十条を第二十条とする。

第九条の二第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第五号中「公的」を削り、同条第三項中「又は歯科医師の」を「若しくは歯科医師又はこれを補助する看護婦の」に改め、同条に次の一項を加える。

6 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、市町村が第五条第一項の離島振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

第九条の二を第十二条とし、同条の次に次の七条を加える。

(高齢者の福祉の増進)

第十三条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第十条の四第一項第二号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

(交通の確保)

第十四条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第十五条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における島民の生活の利便性の向上等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第十六条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興)

第十七条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域において伝承されてきた文化的遺産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(税制上の措置)

第十八条 国は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、離島振興対策実施地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課せなかつた場合若しくは離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課せなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした

場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に對するものにあつては、自治省令で定める期間に係る年度)におけるものに限り)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第九條の次に次の二條を加える。

(地方債についての配慮)

第十条 地方公共団体が第五條第一項の離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十一条 国及び地方公共団体は、第五條第一項の離島振興計画の達成に資すると認められる事業を営む者に對し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

附則第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第四項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第五項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第六項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第七項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第八項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第九項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第十項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第十一项中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第十二項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第十三項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第十四項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

附則第十五項中「第九條第五項」を「第九條第四項」に改める。

に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律による改正後の離島振興法附則第四項の規定中平成五年年度の特例に係る部分は、平成五年年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。)又は補助(平成四年年度以前の年度における事業の実施により平成五年年度以降の年度に支出される国の負担及び平成四年年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成五年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助)で平成六年年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成四年年度以前の年度における事業の実施により平成五年年度以降の年度に支出される国の負担、平成四年年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成四年年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年年度以降の年度に繰り越

されたものについては、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第一号の十一の次に次の一號を加える。

一 第十二 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二號)第二條第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域において、製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。)及び集會施設又はスポーツ施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

(租税特別措置法の一部改正)

第四条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項の表の第九號を同表の第十號とし、同表の第八號を同表の第九號とし、同表の第七號中「第五號」を「第六號」に改め、同表の第八號とし、同表の第六號を同表の第七號とし、同表の第五號中「第七號」を「第八號」に改め、同表の第六號を同表の第七號とし、同表の第四號の次に次の一號を加える。

五 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二號)第二條第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区

製造の事業

機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備

百分の十六(建物及びその附属設備については、百分の八)

第四十五條第一項の表の第九號を同表の第十號とし、同表の第八號を同表の第九號とし、同表の第七號中「第五號」を「第六號」に改め、同表の第六號を同表の第七號とし、同表の第五號中「第七號」を「第八號」に改め、同表の第六號を同表の第七號とし、同表の第四號の次に次の一號を加える。

五 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区

製造の事業

機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備

百分の十六(建物及びその附属設備については百分の八)

山口哲夫君登壇、拍手

○山口哲夫君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、平成五年三月三十一日をもって効力を失う現行の離島振興法の有効期限をさらに十カ年延長するとともに、産業振興のための税制上の特例措置や地方財政への充実措置を講ずること、交通の確保、高齢者の福祉の増進、教育の充実等についての国及び地方公共団体の配慮規定を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院建設委員長古賀誠君より趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 長田 裕二君
副議長 小山 一平君

議員

常松 克安君	針生 雄吉君	足立 良平君	西川 潔君	久世 公麿君	中川 嘉美君	下村 泰君	鶴岡 洋君	橋本孝一郎君	大河原太一郎君	太田 淳夫君	井上 計君	板垣 正君	黒柳 明君	高桑 栄松君	田淵 哲也君	田中 正巳君	土屋 義彦君	関根 則之君	大島 慶久君	星野 朋市君	成瀬 守重君	下稲葉耕吉君	田辺 哲夫君	石井 道子君	竹山 裕君	大浜 方栄君	野沢 太三君	梶原 清君	石井 一二君	柳川 覺治君
寺崎 昭久君	今泉 隆雄君	木庭健太郎君	猪木 寛至君	小野 清子君	白浜 一良君	矢原 秀男君	刈田 貞子君	小西 博行君	中野 鉄造君	和田 教美君	山田 勇君	前田 勲男君	峯山 昭範君	中西 珠子君	三治 重信君	加藤 武徳君	狩野 安君	青木 幹雄君	山口 光一君	野村 五男君	前島英三郎君	鈴木 貞敏君	中曾根弘文君	吉川 博君	岡野 裕君	斎藤 文夫君	岡部 三郎君	関口 恵造君	宮澤 弘君	井上 裕君

下条進一郎君	仲川 幸男君	井上 幸君	遠藤 要君	岡田 広君	斎藤 十朗君	平野 清君	二木 秀夫君	清水嘉与子君	須藤良太郎君	鎌田 要人君	永野 茂門君	井上 章平君	合馬 敬君	片山虎之助君	西田 吉宏君	石原健太郎君	吉川 芳男君	田沢 智治君	福田 宏一君	森山 眞弓君	藤井 孝男君	山東 昭子君	斎藤栄三郎君	大鷹 淑子君	初村滝一郎君	平井 卓志君	岩崎 純三君	三重野栄子君	西野 康雄君	村田 誠雄君	種田 誠君	肥田美代子君	前畑 幸子君	櫻井 規順君	小林 正君	谷本 巍君	清水 澄子君
佐々木 満君	山本 富雄君	林田悠紀夫君	大島 友治君	北 修二君	宮崎 秀樹君	秋山 肇君	陣内 孝雄君	田村 秀昭君	木暮 山人君	鹿熊 安正君	松浦 孝治君	石川 弘君	尾辻 秀久君	石渡 清元君	藤田 雄山君	倉田 寛之君	上杉 光弘君	高木 正明君	松浦 功君	村上 正邦君	沢田 一精君	坂野 重信君	野末 陳平君	原 文兵衛君	中西 一郎君	後藤 正夫君	谷川 寛三君	喜岡 淳君	西野 康雄君	紀平 正敏君	岩本 久人君	北村 哲男君	吉田 達男君	三上 隆雄君	國弘 正雄君	会田 長栄君	三石 久江君

野別 隆俊君	一井 淳治君	及川 一夫君	山本 正和君	松前 達郎君	稲村 稔夫君	久保 亘君	赤桐 操君	浜本 万三君	菅野 久光君	菅野 年子君	萩野 浩基君	角田 義一君	乾 晴美君	林 紀子君	堀 利和君	森 楊子君	諫山 博君	菅野 壽君	池田 治君	神谷信之助君	堀原 敬義君	上野 雄文君	古川太三郎君	橋本 敦君	福岡 知之君	中村 鋭一君	吉岡 吉典君	田 英夫君	瀬谷 英行君	立木 洋君	内閣総理大臣	法務大臣	通商産業大臣	時代代理	自治大臣	国務大臣	(国土庁長官)
竹村 泰子君	田淵 勲二君	山口 哲夫君	鈴木 和美君	小川 仁一君	穂山 篤君	粕谷 照美君	対馬 孝且君	大森 昭君	佐藤 三吾君	谷畑 孝君	高井 和伸君	日下部博代子君	栗森 喬君	吉川 春子君	堂本 曉子君	近藤 忠孝君	庄司 中君	大淵 絹子君	井上 哲夫君	香脱タケ子君	久保田真苗君	星川 保松君	山中 郁子君	矢田部 理君	野田 哲君	笹野 貞子君	市川 正一君	糸久入重子君	山田耕三郎君	上田耕一郎君	宮澤 喜一君	田原 隆君	塩川正十郎君	東家 嘉幸君			

政府委員

法務省入国管理
局長 高橋 雅二君

議長の報告事項

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

青木 新次君
矢原 秀男君
補欠 三石 久江君
太田 淳夫君

地方行政委員

辞任

大島 慶久君
陣内 孝雄君
補欠 吉川 芳男君
重富吉之助君

大蔵委員

辞任

川原新次郎君
吉川 芳男君
補欠 石川 弘君
大島 慶久君
渡辺 四郎君
赤桐 操君
寺崎 昭久君
三治 重信君

文教委員

辞任

平井 卓志君
補欠 真島 一男君

農林水産委員

辞任

中川 嘉美君
補欠 猪熊 重二君

商工委員

辞任

山田 健一君
補欠 梶原 敬義君

運輸委員

辞任

三治 重信君
補欠 寺崎 昭久君

通信委員

辞任

重富吉之助君
梶原 敬義君
補欠 陣内 孝雄君
山田 健一君

労働委員

辞任

太田 淳夫君
矢原 秀男君
補欠 石川 弘君
星野 朋市君
真島 一男君
川原新次郎君
岩崎 純三君
平井 卓志君

建設委員

辞任

赤桐 操君
三石 久江君
猪熊 重二君
補欠 渡辺 四郎君
青木 新次君
中川 嘉美君

議院運営委員

辞任

川原新次郎君
星野 朋市君
補欠 吉川 芳男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
科学技術特別委員
橋本 敦君
吉川 春子君
補欠 廣中和歌子君
常松 克安君

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。
外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第
七号）

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア
太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの
件

千九百六十八年二月二十三日の議定書によつて
改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷
証券に関する規則の統一のための国際条約
を改正する議定書の締結について承認を求める
の件

公認会計士法の一部を改正する法律案

計量法案

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改
正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。
旅券法の一部を改正する法律案

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発
資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法
律案

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための
有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関
する臨時措置法案

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回
を許可した旨の通知書を受領した。
外国人登録法の一部を改正する法律案（高沢寅
男君外三名提出）

同日委員長から次の報告書が提出された。
離島振興法の一部を改正する法律案（衆第八号）
審査報告書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。
旅券法の一部を改正する法律

公有地の拡大の推進に関する法律及び都市開発
資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法
律

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための
有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関
する臨時措置法案

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に
基づく平成三年度漁業の動向に関する年次報告及
び平成四年度において沿岸漁業等について講じよ
うとする施策についての文書を受領した。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
虎ノ門二丁目二番四号	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	
電 話	
03 (3587) 4302	
定 価	
(税 三円を含む)	本号一冊 一・一三円